

奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票

〔例1〕 ・3人世帯（父、母、子） ・父が母及び子を扶養 ・物価高騰の影響により、父（自営業）の所得が激減 ・母（パート）は非課税	愛媛県立〇〇高等学校	
	全日制 普通科	
	えひめ たろう	
	愛媛 太郎	
学年・クラス・出席番号等		3年 3組 14番

保護者等	①氏名	愛媛 一郎	
	②続柄	☒ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者（ ☐ 生徒本人 ☐ その他（ 	
	③収入激減の有無	☒ 有 ☐ 無（→有は④、無は⑤へ）※世帯収入減の場合は④へ	
	④有の場合	激減した日	令和 7 年 9 月 15 日
		激減した事由	〇〇市で飲食店を経営していたが、物価高騰等により売 り上げが激減し、令和7年9月15日、廃業に追い込まれ た。現在求職活動中であるが、就職に至っていない。
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和7年1月 ～ 令和7年12月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和8年7月 ～ 令和9年 月分)
	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☒ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・配偶者以外の扶養親族の内訳 合計 人 ☐ 16歳未満 人 ☐ 16～18歳 人 ☐ 19～22歳 人 ☐ 23～69歳 人 ☐ 70歳～(同居) 人 ☐ 70歳～(別居) 人	
		⑤無の場合	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)

算定根拠資料を添付
すること

保護者等	①氏名	愛媛 花子	
	②続柄	☐ 親権者（父） ☒ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者（ ☐ 生徒本人 ☐ その他（ 	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☒ 無（→有は④、無は⑤へ）	
	④有の場合	激減した日	令和 年 月 日
		激減した事由	
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	円 (年 月 ～ 年 月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	円 (年 月 ～ 年 月分)
	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・配偶者以外の扶養親族の内訳 合計 人 ☐ 16歳未満 人 ☐ 16～18歳 人 ☐ 19～22歳 人 ☐ 23～69歳 人 ☐ 70歳～(同居) 人 ☐ 70歳～(別居) 人	
		⑤無の場合	☒ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)

【留意事項】
※ 審査中に年収見込額の変化があった場合は、必ず申し出てください。（虚偽の申請により不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還及び加算金の納付が必要となります。）

奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票

例2	愛媛県立〇〇高等学校	
	定時制 普通科	
	えひめ たろう	
	愛媛 太郎	
学年・クラス・出席番号等	2年 3組 14番	

保護者等	①氏名	愛媛 花子	
	②続柄	☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☒ 有 ☐ 無 (→有は④、無は⑤へ) ※世帯収入減の場合は④へ	
	④有の場合	激減した日	令和 7 年 10 月 1 日
		激減した事由	〇〇株式会社に正社員として勤務していたが、会社の自己破産により、9月30日付けで解雇となった。現在、失業手当を受給しながら就職活動を行っているが、再就職には至っておらず、無職である。
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和7年1月 ~ 令和7年12月分)
激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込		〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和8年7月 ~ 令和9年6月分)	
⑤無の場合	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☒ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☒ 有 ☐ 無) ・配偶者以外の扶養親族の内訳 合計 1 人 ☐ 16歳未満 人 ☐ 16~18、23~69歳 人 ☐ 19~22歳 人 ☐ 70歳~(同居) 人 ☐ 70歳~ 人	
	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)		

証明書類を添付してください

退職金や失業手当は含めない

保護者等	①氏名		
	②続柄	☐ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者() ☐ 生徒本人 ☐ その他()	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☐ 無 (→有は④、無は⑤へ)	
	④有の場合	激減した日	令和 年 月 日
		激減した事由	
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	円 (年 月 ~ 年 月分)
激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込		円 (年 月 ~ 年 月分)	
⑤無の場合	控除対象配偶者及び扶養親族の数	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・扶養親族 人	
	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)		

証明書類を添付してください

【留意事項】
※ 審査中に年収見込額の変化があった場合は、必ず申し出てください。(虚偽の申請により不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還及び加算金の納付が必要となります。)

奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票

〔例 3〕 ・ 3人世帯（父、母、子） ・ 父が死亡 ・ 母が子を扶養		愛媛県立〇〇高等学校	
		全日制 農業科	
		えひめ さくらこ	
		愛媛 桜子	
生徒	氏名		
	学年・クラス・出席番号等	1年 1組 11番	

保護者等	①氏名	愛媛 百合	
	②続柄	☐ 親権者（父） ☒ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者（ ） ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☒ 無（→有は④、無は⑤へ）※世帯収入減の場合は④へ	
	④有の場合	激減した日	令和 7 年 9 月 29 日
		激減した事由	令和7年9月28日 親権者（父）逝去のため世帯収入が激減した。 母の年間収入
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和7年1月 ～ 令和7年12月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	〇,〇〇〇,〇〇〇 円 (令和8年7月 ～ 令和9年6月分)
⑤無の場合	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☒ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☒ 有 ☐ 無) ・配偶者以外の扶養親族の内訳 合計 1 人 ☐ 16歳未満 人 ☐ 16～18歳 1 人 ☐ 19～22歳 人 ☐ 23～69歳 人 ☐ 70歳～(同居) 人 ☐ 70歳～(別居) 人		
	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満 → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり) 算定根拠資料を添付すること		

保護者等	①氏名		
	②続柄	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者（ ） ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）	
	③収入激減の有無	☐ 有 ☐ 無（→有は④、無は⑤へ）	
	④有の場合	激減した日	令和 年 月 日
		激減した事由	
		激減前の年間収入 ※事業所得者等の場合は年間所得	円 (年 月 ～ 年 月分)
		激減後の年間収入見込 ※事業所得者等の場合は年間所得見込	円 (年 月 ～ 年 月分)
⑤無の場合	・控除対象配偶者 ☐ 有 ☐ 無 (配偶者無の場合、寡婦又は寡夫の該当 ☐ 有 ☐ 無) ・配偶者以外の扶養親族の内訳 合計 人 ☐ 16歳未満 人 ☐ 16～18、23～69歳 人 ☐ 19～22歳 人 ☐ 70歳～(同居) 人 ☐ 70歳～(別居) 人		
	☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である → 課税証明書等を添付してください ☐ 基準日現在の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満ではない → 当該制度対象外です(離婚・死亡等の場合は例外あり)		

【留意事項】
※ 審査中に年収見込額の変化があった場合は、必ず申し出てください。(虚偽の申請により不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還及び加算金の納付が必要となります。)